

郵送します

▶問合せ 住民課保険係 ☎25-3242

後 期 高 齢 者 医 療

後期高齢者医療の新しい被保険者証(保険証)を郵送します。8月1日から医療機関などでご提示ください。今までの保険証は8月以降ご使用できなくなりますのでご注意ください。

- ▶ 発送日 7月中旬～下旬
- ▶ 対象者 ①75歳以上の人
②65歳～74歳で一定の障害があり、申請により認定を受けた人
- ▶ 有効期限 令和7年7月31日

▼後期高齢者医療被保険者の所得区分と自己負担限度額

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ	世帯に課税所得が690万円以上の被保険者がいる人 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)	
	現役並み所得者Ⅱ	世帯に課税所得が380万円以上の被保険者がいる人 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)	
	現役並み所得者Ⅰ	世帯に課税所得が145万円以上の被保険者がいる人 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)	
2割	一般Ⅱ	①同一世帯に被保険者が1人 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 18,000円 または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用 57,600円 ②同一世帯に被保険者が2人以上 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上 ※年間上限144,000円 4回目以降は44,400円	
	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の課税世帯 18,000円 ※年間上限144,000円	
	低所得者Ⅱ	住民税非課税(低所得者Ⅰを除く) 8,000円 24,600円	
1割	低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下) 8,000円 15,000円	

※ ◇ 内の多数回とは、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給を受けた場合です。

- ▶ 今回郵送する国保と後期高齢者医療の保険証は原則、令和7年7月31日まで使用できます。
- ▶ お持ちのマイナンバーカードの保険証利用登録は、スマートフォン用アプリ「マイナポータル」、または役場住民課で行えます。
- ▶ マイナ保険証が利用できない方には、別途、資格確認書を交付する予定です。



新しい保険証は「みどり色」です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	みほん
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	群馬県後期高齢者医療広域連合 前橋市大渡町一丁目10番地7 電話番号 (027) 256-7171 見本

自己負担割合は1割から3割まで

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、所得の区分により1割、2割または3割となります(左の図)。負担割合は、昨年8月から今年7月までを一年度とした同一世帯・被保険者の住民税課税所得により判定されます。

医療費が高額になったときは

1カ月の医療費の自己負担限度額も、被保険者の所得区分により異なります(左の図)。同じ月内に支払った医療費が、自己負担限度額を超えると広域連合からお知らせが郵送されます。役場に申請していただくことで高額療養費が支給されます。

保険料は年金から天引きが原則

保険料の納付方法は、年金からの天引きで納めていただく「特別徴収」が原則です。

- ▶ 年金の特別徴収とならないケース
 - ・75歳になり資格を取得してから半年程度
 - ・年金の年間受取額が18万円未満
 - ・保険料と介護保険料との合計額が、1回に受け取る年金の2分の1を超えたこうした場合は、納付書や口座振替などで納めていただく「普通徴収」に切り替わります。

国民健康保険

新しい保険証を



▲新しい保険証は「茶色」です。70歳から74歳までの人は負担割合も記載されています。

医療費が高額になったときは

被保険者の所得区分と、1カ月の医療費の自己負担限度額は70歳未満の人と70歳以上の人で異なります(右の図)。

また、同じ月内に支払った医療費が高額となり自己負担限度額を超えた場合は、後日、役場からお知らせを郵送をします。お知らせに記載されている領収書と通帳をお持ちの上、役場で申請していただくことで高額療養費として支給されます。

※右の図の「基礎控除後の所得」とは、前年の総所得金額から基礎控除43万円(総所得が2,500万円を超える場合は異なります)を引いた金額です。

保険証の切替時は必ず届け出を

国保に加入するとき、国保をやめるときなどは、必ず14日以内に役場で国民健康保険の手続きをお願いします。

▶ 国保に加入するとき

- ・転入や出生
- ・勤務先をやめ社会保険を喪失 など

▶ 国保をやめるとき

- ・転出や死亡
- ・勤務先の社会保険に加入 など

▶ その他のとき

- ・村内で住所が変わった
- ・世帯主が変わった
- ・保険証の破損や紛失 など

なお、施設への入所や修学により転出する場合は、引き続き、住所を変更する前の市町村から保険証が交付される場合があります。

国民健康保険(国保)の新しい被保険者証(保険証)を郵送します。8月1日から医療機関などでご使用いただけます。有効期限切れとなった保険証は破棄していただくようお願いします。

▶ 発送日 7月下旬

▶ 対象者 国保に加入している人

▶ 有効期限 令和7年7月31日

※70歳になる人は誕生月の末日(1日生まれの方は誕生月の前月末)、75歳で後期高齢者医療に切り替わる人は誕生日の前日が有効期限となります。

▼70歳未満の国保被保険者の自己負担限度額

所得区分		1カ月の自己負担限度額	
所得者上位	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%〈多数回140,100円〉
	イ	基礎控除後の所得 600万円超	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%〈多数回93,000円〉
一般	ウ	基礎控除後の所得 210万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)× 1%〈多数回44,400円〉
非課税	エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円〈多数回44,400円〉
	オ	住民税非課税	35,400円〈多数回24,600円〉

※所得区分のア～オは、限度額適用認定証の適用区分です。

※〈〉内の多数回とは、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給を受けた場合です。

▼70歳から74歳までの人の所得区分と自己負担限度額

所得区分		1カ月の自己負担限度額	
		外来(個人)	外来+入院 (世帯)
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円〉	
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円〉	
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円〉	
一般	課税所得 146万円未満	18,000円 ※年間上限144,000円	57,600円 〈多数回44,400円〉
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※〈〉内の多数回とは、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給を受けた場合です。

12月2日からは

マイナ保険証に
一体化されます

国の方針に基づき、令和6年12月2日から現行の保険証の新規発行は終了となり、健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカード(マイナ保険証)に一体化されます。